

重要事項説明書

社会福祉法人みやぎ会

空床型ユニット型短期入所生活介護

特別養護老人ホーム なのりの里

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所指定 第 0370103715 号)

当事業所はご契約者に対して空床型ユニット型短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

— 目次 —

1. 経営法人.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
5. 身元引受人及び連帯保証人.....	6
6. 非常災害対策.....	7
7. 苦情の受付について	7
8. 事故発生への対応について	8
9. 第三者評価の実施の有無について.....	8

1. 経営法人

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 みやぎ会 |
| (2) 法人所在地 | 青森県八戸市大字河原木字八太郎山 10-81 |
| (3) 電話番号 | 0178-51-2010 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 田中 信幸 |
| (5) 設立年月 | 平成 11 年 4 月 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

空床型ユニット型短期入所生活介護事業所

平成21年1月5日指定

介護保険事業所指定番号 0370103715 号

(2) 事業所の目的

要介護状態になった利用者に対して適切な短期入所生活介護のサービスを提供する。

(3) 事業所の名称

特別養護老人ホーム なのりの里

(4) 事業所の所在地

岩手県盛岡市上米内字名乗沢1番地46

(5) 電話番号 019-665-1300

(6) 施設長 大竹 喜彦

(7) 当事業所の運営方針

利用者が家庭生活の延長として、自分らしく自立した生活を営むことができるよう、ご家族と共に地域の社会資源を活用し、尊厳をもって支援する。

(8) 開設（サービス開始）年月日

平成21年1月5日

(9) 通常の事業の実施地域

盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町

(10) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	8時30分～17時30分

(11) 利用定員

29名

① ユニット数

3ユニット

② ユニットごとの入所定員

ユニット①（一丁目）10名

ユニット②（二丁目）10名

ユニット③（三丁目）9名

計29名

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は全個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
1 人部屋	29 室	ユニット型個室 (10 人×2) (9 人×1)
合計	29 室	
食堂	3 室	
浴室	4 室	個浴・機械浴
医務看護室	1 室	医務室、診察室

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上、決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して空床型ユニット型短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- | | |
|------------|-------------|
| 2. 管理者 | 1 名 |
| 3. 事務職員 | 1 名以上 |
| 4. 生活相談員 | 1 名以上 |
| 5. 介護支援専門員 | 1 名以上 |
| 6. 介護職員 | 15 名以上 |
| 7. 看護職員 | 2 名以上 |
| 8. 機能訓練指導員 | 1 名以上 |
| 9. 栄養士 | 1 名以上（兼務） |
| 10. 嘱託医師 | 1 名以上（業務委託） |
| 10. 調理職員 | （業務委託） |

☆ 本重要事項説明書の説明後、上記の職員配置状況が指定基準を下回らない範囲で増減する場合があります。

☆ サテライト型住居施設であり、特別養護老人ホームなのりの杜と連携を図り、職員の配置を行っております。

〔主な職種の勤務体制〕

職種	時間帯
1. 医師	週 1 回
2. 介護職員	標準的な勤務時間 早番： 7:00～16:00 日勤： 8:30～17:30 遅番： 11:00～20:00 夜勤： 22:00～7:30
3. 看護職員	標準的な勤務時間 早番： 8:00～17:00 日勤： 8:30～17:30 遅番： 10:00～19:00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 基準介護サービス（利用料金が介護保険から給付される場合）
- (2) 基準介護以外のサービス（利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合）

があります。

（1）当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、利用料金のうち介護保険法及び関係法令に規定する基準額が給付されます。

<サービス概要>

① 入浴

- ・入浴又は清拭をご契約者の希望と心身の状況にあわせて支援します。

② 排泄

- ・ご契約者の希望と心身の状況にあわせて自立を促した支援をします。

③ 健康管理

- ・医師や看護職員及び介護職員が、健康管理を行います。

④ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
- ・通常の送迎の実施地域は盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町となります。

⑤ その他自立への支援

- ・利用中の生活は、可能な限り家庭生活の延長とし、社会生活（買い物・散髪・映画・散策など）においては継続性を持ち、地域活動にも積極的に参加できるように支援いたします。

(2) 当施設が提供する基準介護以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金> ※別紙料金表参照

① 居室の提供

ユニット型個室（1人部屋） 1日あたり 2,840 円

料金内訳：〔部屋代（建設費用・修繕費・維持費・設備費等）＋電気・水道・ガス等の光熱水費相当〕

※介護保険負担限度額認定証を交付されている方は、それぞれ認定証に記載されている金額をお支払い下さい。

② 食事の提供

栄養士のたてる地域性や季節を感じる献立で、又、選択食などを多く取り入れるなど、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

食事時間：朝食：7:30～ 昼食：11:30～ 夕食：17:30～

料金：朝食 520 円 昼食 640 円 夕食 640 円

料金内訳：〔食材料費＋人件費〕

※介護保険負担限度額認定証を交付されている方は、それぞれ認定証に記載されている金額をお支払下さい。

③ 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合、その超過分については全額がご契約者の負担となります。

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により活動に参加いただく場合には、実費相当の負担をいただく場合があります。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供について記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合にはお申し出ください。（無料）

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。

例：理美容代 2000 円～/回 電気代（生活必需品以外） 30 円/1 日 1 台

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞

別紙①：利用料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と、居室及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（３） 利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、サービス利用終了時に、その都度お支払いいただくか、又は利用日数に基づいて１ヶ月ごとに計算しご請求します。

※ 原則といたしまして、お支払いの方法は、指定銀行への振込みといたします。

※ 窓口での支払いについては、事務所窓口で相談に応じますので、ご相談ください。

（４） 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者に出してください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご解約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

５． 身元引受人及び連帯保証人

契約締結にあたり、身元引受人及び連帯保証人（身元引受人とは別世帯者に限る）をお願いいたします。身元引受人はご契約者に負担していただくサービス利用料金の支払いに関して、ご契約者本人による支払が困難な場合にご負担いただきます。ただし、入所契約締結時に身元引受人及び連帯保証人が定められない場合であっても、本人の意志に従い入所契約を締結することは可能です。

☆連帯保証人は上記の内容について身元引受人のご協力を得られない場合、ご協力をいただきます。

6. 非常災害対策

- (1) 非常災害にそなえ、防火管理規定に基づき、防災委員会を設置し防災計画に基づく訓練を定期的の実施いたします。訓練は、日中及び夜間体制の避難訓練・通報訓練・救護訓練・消火訓練・搬出訓練等を行います。
- (2) 消防署等による定期的な査察及び、訓練指導を受けます。
- (3) 建物にはスプリンクラー及び屋内外消火栓を設置しております。
- (4) 非常食は約3日分を備蓄しています。
- (5) 各設備等の定期的な保守点検を実施します。(建物・火気・電気配線等・危険物・機械設備・消防用設備)
- (6) 地震災害に備え、個室内の家具・電気製品等の耐震対策を各自講じていただきます。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

〔職氏名〕 相談員 佐々木 伸治

○受付時間 定休日なし 午前8時30分～午後5時30分

○受付電話番号 019-665-1300

(2) 当法人における苦情の受付

当法人における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

みやぎ会 本部事務局

〔職氏名〕 社会福祉法人みやぎ会 事務局長 高橋 京子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時30分

○受付電話番号 0178-51-2010

(3) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。ご契約者は、当事業所への苦情やご意見は第三者委員に相談することもできます。

○第三者委員 矢羽々 しづ子 019-661-6551

○第三者委員 東根 るり子 080-1810-9331

(4) 行政機関その他苦情受付機関

○盛岡市役所保健福祉部介護保険課事業所指定係 019-626-7562

○岩手県国民健康保険団体連合会 019-623-4322

○岩手県長寿社会課 019-629-5432

8. 事故発生時の対応について

空床型ユニット型短期入所生活介護サービスの提供により、ご契約者に事故が発生した場合、速やかに家族、保険者、ご契約者に係る居宅介護支援事業者に連絡をすると共に、嘱託医に指示を仰ぐ等、必要な措置を講じます。

9. 第三者評価の実施の有無について

- (1) 実施の有無について 有
- (2) 実施した直近の年月日 令和元年7月
- (3) 実施した評価機関の名称 社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
- (4) 評価結果の開示状況 岩手県社協のホームページ等で開示

令和 年 月 日

空床型ユニット型短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 特別養護老人ホーム なのりの里

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、空床型ユニット型短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

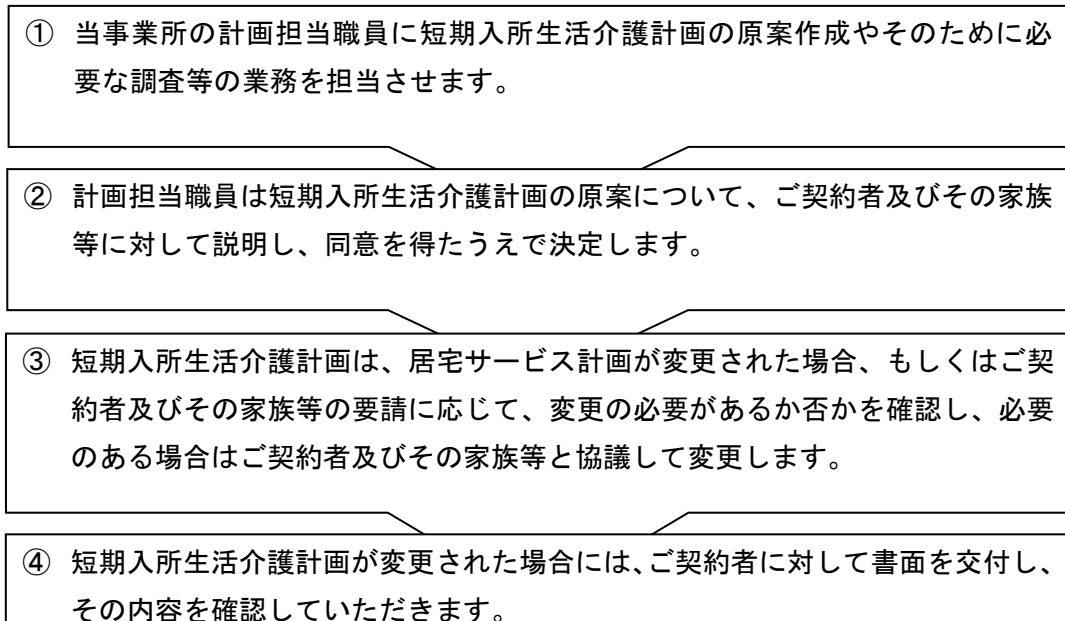
契 約 者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行人 氏名 _____ 印 （続柄 ）

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。サービス提供までの流れは次の通りです。



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第10条、第11条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財物の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取・確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、この契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処理を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご

契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合に、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

銃刃物・毒劇物・ペット（危険動物）・生物等食品衛生法上管理を必要とするもの、その他施設長の指定するもの。

(2) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動、研究活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内に喫煙スペースはありません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記の医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人青樹会 内丸病院
所在地	盛岡市本町通一丁目 12-7
診療科	内科・外科

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者からの文書による契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに文書にて通知ください。ただし、以下の場合には、文書を通知することにより即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、文書を通知することにより本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。